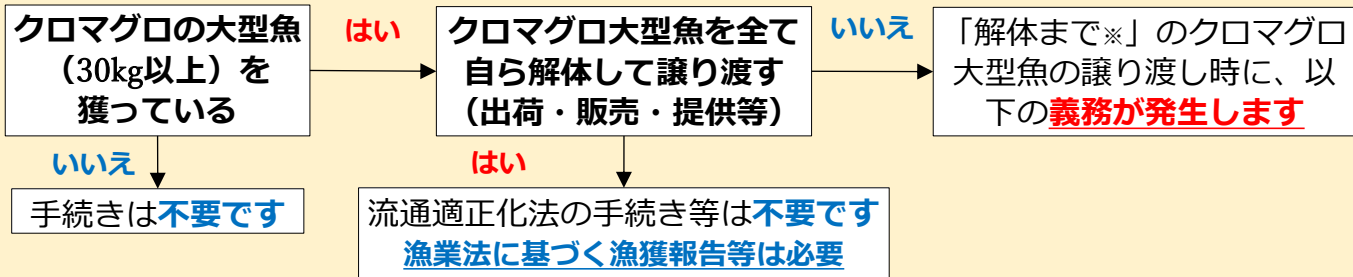


クロマグロの大型魚（30kg以上）を採捕する漁業者のみなさまへ

令和8年4月1日から、クロマグロの大型魚（30kg以上）を採捕する方には漁獲情報の伝達、取引記録の作成・保存が義務付けられます。



漁獲情報等の伝達、取引記録の作成・保存

※ 生鮮・冷蔵のラウンド・GG・ドレスが対象となります。

◎ 漁獲情報等の伝達、取引記録の作成・保存

(1) 譲り渡し（出荷・販売・提供）先への情報伝達

- ① 名称（クロマグロ・本マグロ など）
② 船舶等の名称（●●丸・△△大敷網 など）
③ 産地重量（個体ごと）
④ 陸揚日

漁協から交付される仕切書・荷受票等 による情報伝達、記録の作成・保存例

〒 699-0000 販売仕切書 J F O O O O

〇〇市〇〇町〇〇-1 連絡先 〇〇支店
 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇〇〇-5 4

株式会社 しまむね産業 様
 1234567 商品しまむね

事業所住所 〒89745210
 〒札幌市〇〇区〇〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇引渡先
 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇〇〇-〇〇〇〇

発注日 2026.04.11 (水) 発注日 2026.04.11 (水)

品名・数量	品名	数量	単位	単位	④陸揚日	⑥販売日
1 人 A 1000000	2	12	kg			
1 人 A 1000000	2	40	kg			
1 人 A 1000000	8	50	kg			
1 人 A 1000000	1	6	1 kg			
1 人 A 1000000	1	6	kg			
1 人 A 1000000	1	6	kg			
1 人 A 1000000	0	50	kg			
1 人 A 1000000	1	6	kg			
1 人 A 1000000	5					

①名称 ③底地重量
 ⑤販売時重量

3年間保存

(2) 取引記録の作成・保存（保存期間：3年間）

- ① 名称（クロマグロ・本マグロ など）
- ② 船舶等の名称（●●丸・△△大敷網 など）
- ③ 産地重量（個体ごと）
- ④ 陸揚日
- ⑤ 販売時重量（③産地重量と異なる場合）
- ⑥ 販売日（引渡日）
- ⑦ 販売先（引渡先）

※ 電子データによる作成・保存も可能です

※ 自ら切り身等に解体して出荷する場合は情報伝達、記録の作成・保存は不要です。
(漁業法に基づく漁獲量報告・情報保存は必要です。)

◆制度の詳細については国のHPをご覧ください。

水産流通適正化法 届出  で検索

右の二次元バーコード
からもアクセスできます→



■県内のお問い合わせ先

お住まいの地域	連絡先
隠岐地域	〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 島根県隠岐支庁農林水産局水産課 ☎:08512-2-9662(島後)・08514-7-9106(島前) ✉ okinorin@pref.shimane.lg.jp
東部地域	〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-1 島根県東部農林水産振興センター水産課 ☎:0852-32-5702 ✉ tobu-suisanka@pref.shimane.lg.jp
西部地域	〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 島根県西部農林水産振興センター水産課 ☎:0855-29-5638 ✉ ryuteki-shinsasha1@pref.shimane.lg.jp
—	〒690-8501 島根県松江市殿町1 島根県沿岸漁業振興課 ☎:0852-22-6772 ✉ :engan_gyogyo@pref.shimane.lg.jp